



第 22 期第 5 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 3 年 12 月 9 日

第22期 第5回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和3年12月9日（木） 午後2時から

2 場 所 静岡中央ビル5階 大会議室（静岡市葵区追手町9-18）

3 議 題

(1) 諮問事項

ア 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし）の令和4管理年度の 資料1
知事管理漁獲可能量の設定について

イ 令和3管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ 資料2
（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について

ウ 休業中の定置漁業権の内容たる漁業にかかる知事の許可について 資料3

(2) 指示事項

ア 榛南・戸田・東伊豆地区広域型増殖場、西伊豆町における魚類採捕の禁止について 資料4

イ 沼津地区幼稚仔保育場における水産動植物の採捕の禁止について 資料5

(3) 協議事項

第8次静岡県栽培漁業基本計画の策定について 資料6

(4) 報告事項

太平洋広域漁業調整委員会について 資料7

(5) その他

次回開催日程について

4 出席者氏名

委 員	鈴木 精	橋ヶ谷善彦	西原 忠	原 剛
	日吉 直人	金指 治幸	内山 希人	渡邊 俊了
	高田 充朗	李 銀姫	安間 英雄	三浦 綾子
	田口さつき	影山 佳之		
Web参加	鈴木 伸洋	眞鍋 淳子		
水産・海洋局	板橋 威			
水産資源課	小泉 康二	山田 博一	永倉 靖大	
事務局	花井 孝之	池谷 得維	松浦 玲子	市川 稜

○花井事務局長 ただ今から、第22期の静岡海区漁業調整委員会、第5回委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員15名中8名以上の出席により、本委員会は成立していることを御報告させていただきます

本日、鈴木伸洋委員と眞鍋委員におかれましては、Web会議の形で出席していただいております。

なお、会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局からWeb会議開催に当たり会場の注意事項について、御説明いたします。

○市川技師 事務局の市川です。こちらの会議室ですが、飲食可能となっておりますので、適宜水分等補給していただいております。

続いて、Web会議についてですが、会場中央にありますマイクで集音しております。音を拾いやすくするために声は大きめかつゆっくりとお願いします。以上です。

○花井事務局長 では、ただ今から、議事に入らせていただきます。
それでは鈴木会長、よろしくお願いいたします。

○鈴木会長 皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。
それでは議事に入ります前に、今回も漁業者委員の皆様から、最近の漁模様について、簡単に結構ですでお聞かせ願えればと思います。

それでは私からいきます。悪天候続きです。今まで台風が来るとだいたい前後で一週間くらい漁に出ないということはよくあった話なんですけども、今月で2回、普通の天気、低気圧が通過した後の風で、だいたい一週間程度休みが続いています。今回も、3日、4日前から北東の風が吹き始めまして、昨日、一昨日あたりは20メートル以上吹いていたと思います。そんな状態の中で出漁することができず、漁協関連の油や餌、全て動きがなくという格好で、漁業者ばかりではなく、漁協自体も非常に厳しい状態です。以上です。

それでは、西原委員お願いします。

○西原委員 会長から言ったようにうちの方も月曜日から昨日まで、16メートルの風が吹いてほとんど休業中です。シラスに関してはやっぱり漁が細くて、物もあまり良くないということで休みが続いています。他の業種については、キンメから釣り船に関しても天候の都合で出漁できておりません。我々定置3か統あるんですが、なんとか今日は出れましたけれども、昨日とかその前の日とか休漁が続いております。量的にはまあまあ、ぼちぼち。物的にはアジからタチが主流です。ヒラメはまだ水温が18℃近辺だもんですから、回遊がちょっと遅れており

ます。イセエビに関しては、コロナが今落ち着いている状態なものですから、7,000円くらいの高値が続いております。以上です。

○橋ヶ谷委員

サバはですね、前回海区10月14日だと思うんですけども、そこから今まで航海数が全部で17、そのうちの10航海で採算割れ。さらに1航海プラスで全くの漁獲なし。燃料高騰もあるので、なかなか調査に走るのもできずにいてですね、さらにここに来て少し量は出てきましたけども、それはたまたま他の漁場が黒潮の大蛇行で潰されちゃってて、そこしか残ってないところにたまたま行ったものですから、ここ3航海くらいはやっています。黒潮の本流が少し動くところの漁場もダメになるような感じがある。夏の漁がないときにはいろいろ聞いたんですけども、水温が高いからダメだっていう答えだったんですけども、もう11月、10月もそうですけど、水温が下がってからもダメなんで、実際には何か水質の問題なのか、潮に含まれている酸素量の問題なのか何なのかって言うのをですね、水技研富山さんの方に投げているんですけど、その辺はちょっと解明できれば良いと思っていますが。年内もう少しになりましたけども、何とかもう少しやらせてもらいたいと思っています。漁業者の方、皆さんそうなんですけど、少しでも燃料が安くなると良いと思うんで、その辺も願っております。以上です。

○日吉委員

定置網なんですけども、私のところはですね、この冬には珍しくサワラが少しずつですけど、ずっと続いていてですね、どうしても伊豆半島はコロナの影響で、観光が大打撃を受けているんで、魚価が安いもんで、神奈川県市場に入れるようにしているんですけども、コロナの影響ってのは観光地は直接もろに受けるんで、どうにか早く収まってほしいと思います。

それからブリの一番初めが来ました。先週ですね、2本入ったんですけど、10キロ物でした。静岡県の場合はブリが一番入網するのは水温が16℃台と言われているんですけども、もうちょっとすれば年明けくらいにブリが来てくれるかなとちょっとは期待しているところです。以上です。

○内山委員

遠州灘のシラス漁なんですけど、この時期はやはりどうしても少なくなるのが例年なんですけども、皆さんが、また先ほど西原さんが言われたように、天候不順とか、あと少ないもんですから、1日出て1週間休んで物を溜めてというような状態で出漁している状態です。それから浜名湖のアサリは、この間報告したとおり全然ダメな状態です。それで、12月1日からシラスウナギの漁が解禁になりましたが、やはり1日目は天候不順で出なくて、その後出てるんですけど、シラスウナギは数えるほどしかないということで、今出漁していない状態です。これからシラスウナギ、あと浜名湖の中のノリ、カキが順調に育って、水揚げが上がることを期待している次第でございます。以上です。

○高田委員

伊東地区ですけど、やはりキンメダイが天候不順で出漁が思うようにできず、漁が皆無という状況でした。たまたま月初めに出た時には魚がちょっと釣れたようですが、またイルカにとられて、うまくないような状況でした。それで、先ほど橋ヶ谷さんが言ったように、サバ船の方も大島近辺が、たぶん漁場としては一番近い島だと思うんですね。大島は、北東の風が吹くと風陰になって良い漁場です。あまり島の際で操業しないでもらいたいと思います。状況はそんな感じですよ。

○金指委員

県内のまき網漁業ですけど、中小型に関しては、11月に何日か出たんですが、経費とるのがやっとなという状況で、サバも漁獲量が少なく、網を投入しても3トンとか5トンとか、1日多くて10トンとれる程度でした。12月は皆さんもおっしゃっていたように、本当に天候不順で、1日も出漁しておりません。1年通して、前年対比85%~60%くらい、だいたい2割から3割平均で去年より水揚げが少ないようです。私のところは、もう今年の漁は海況も悪いしってということで諦めて、網のメンテナンスの方を今やっています、いつもは年明けの2月にだいたいやるんですが、今年はメンテナンスを今年のうちにやって、来年早々新たな気持ちで出漁して漁をしたいと考えてます。以上です。

○原委員

由比ですが、まず始めに定置網の方ですけど、やっぱり先月11月だけで18トンしか漁がなくて、今年度に入ってからずっとこんなような状態が続いていて、全く改善されるような感じがしない。サクラエビですが、サクラエビの方は、今漁期に入って、13日出て約80トンの量を獲っていて、今月23日まで漁日があるんですけども、ここから先何トン水揚げができるのかなって言うよりも、もうあと何トンで漁止めようかっていうのを今内部調整しているところです。サクラエビの場合に限っては、前よりはだいぶ増えてきていますが、それは現場の漁師がすごく感じていて、この良くなった時に無理をせずにもうちょっと我慢して、来年、再来年に漁が良くなるようにという話をしてしています。以上です。

○渡邊委員

遠州灘のトラフグですけども、今日も仕事してきたんですけども、今日は一応は少しは漁があったみたいです。県境の方をやった船でだいたい1縄で20匹くらい。天竜川沖でやった船が、今日は0とかって言っていたんですけども、場所を変えて移動して漁をやると言っていました。それで、今月は12月3日と今日とまだ2回目で、やっぱり天候が悪くて出る時がないです。それでフグの単価もやっぱり今月に入って12月3日の値段ですけど、キロ単価で9000円を超えました。それで10月の総水揚げが661.8キロ、11月の水揚げが853.7キロで、自分もフグの漁始まって以来ちょっと聞いたことがないようなすごい少ない漁模様ですね。これから単価も良くなるし、潮の動きが西から東に流れてきて、伊勢湾から出

てきたフグが釣れるような気配が出てきたかなって感じがします。昨日の静岡新聞の夕刊にも出ていましたけど、サバフグの被害がずっとひどかったんですけども、今日は自分が帰ってくるまでにサバフグで道具を取られたって船は1杯もありませんでした。水温が下がってくれば、サバフグは活性化が止まって、ちょっとおとなしくなってくれば良いかなって思っています。今のところそんなような状況です。以上です。

○鈴木会長 漁業者委員の皆様、ありがとうございます。それでは新しい委員になります、本日の会議に出席いただきました田口委員ですが、簡単で良いですので、自己紹介をお願いします。

○田口委員 田口と申します。どうぞよろしく申し上げます。
皆さんがおっしゃっているように海の異変というのが大きな問題となっています。来年度から、科学者の方、青年部の方と一緒に、海の異変っていうのを、もっとわかりやすく世の中の方にわかっていただけるような調査をしていきたいと思っています。どうぞよろしく申し上げます。

○鈴木会長 ありがとうございます。それでは、本日の議事録署名人を、高田委員と李委員をお願いして議事に入ります。
それでは最初に、(1) 諮問事項のア 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし）の令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹 事務局の池谷です。
議題1 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし）の令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について御説明します。
座って説明させていただきます。資料1を御覧ください。
まず、資料の構成を御説明します。1～2ページが諮問内容の概要と諮問事項となります。3ページが県公報告示案、4ページが国からの配分通知、5ページから7ページが参考資料として当初配分の考え方と漁業法の関係条文抜粋、末尾の8ページが知事からの諮問文となっております。
1ページの1の概要から御説明します。知事管理漁獲可能量の設定について説明いたします。
まず、【都道府県漁獲可能量の設定】について資料4ページを御覧ください。こちらは国からの通知で、令和4管理年度のさんま、まあじ、まいわしの本県への当初配分通知となります。配分を「現行水準」と定めています。「現行水準」と定めた根拠については、5ページのとおりで、こちらはこれまで何度か説明しておりますので説明を省略させていただきます。

次に1ページの【知事管理漁獲可能量（案）】について説明いたします。ただ今御説明したとおり、さんま、まあじ、まいわしの3魚種について、国が「現行水準」と定めたことを受け、知事管理漁獲量を令和3管理年度と同様に表の1から3のとおり「現行水準」と定めることに承認いただきたいと存じます。施行の際は、3ページの内容により県公報に告示し、県HPでも公表予定です。なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

参考までに【県資源管理方針の変更】については、以前説明しておりますので説明を省略いたしますが、今回、都道府県漁獲可能量に変更がなく、知事管理漁獲可能量の設定も変更ございませんので、変更は不要となります。

それでは資料2ページの諮問事項になります。特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし）の令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第16条第2項の規定に基づき諮問いたします。

御審議の程、よろしく申し上げます。

○鈴木会長 ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

○日吉委員 はい。

○鈴木会長 はい、日吉委員お願いします。

○日吉委員 サンマですけども、ご存じの通りサンマ、資源量が減ってですね、本来でしたら伊豆に来る脂が抜けた丸干しのサンマですね、ほぼそれがもう、伊豆の冬の名物になるんですけども。もう3年ほど前からほぼ獲れなくなっただけですけども、これ直近で3年でやっているという数字が、特に令和2年2トンしか獲れてないみたいですね、今年もたぶん、本来でしたらサンマ入ってくる時期ですけども私まだ1本も見えていないので、それからいくと、これをもっと割ってくるようなことになると思うんですけども、3年平均すると今回はものすごく減ると思うんですよね。その辺は留意していかないと、サンマがいっぱい入った時にですね、定置網はあまりコントロールできないものですから、ちょっとそれに注意していただきたいと思うわけです。以上です。

○鈴木会長 はい、今の件について、事務局の方から何かありますか。

○池谷主幹 今、おっしゃっていただいたとおり、急に入ってくることも考えられますので、十分注意しながら、一応、現行水準となっているものについては、考え方の説明にもございますけれども、一番上の数量明示のところにかからない部分

であれば、現行水準の範囲が広いので、その部分は国とこれから調整していきながらですね、問題ない範囲で管理していけるのではないかと考えております。

○鈴木会長

はい、他に何か御意見ございませんか。

それでは、特に意見もないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○鈴木会長

それでは、(1)諮問事項のA 特定水産資源（さんま、まあじ、まいわし）の令和4管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、原案のとおり了承します。

続きまして、(1)諮問事項のイ 令和3管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査

事務局の松浦です。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

資料2を御覧ください。令和3管理年度におけるくろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について、ご説明します。今回、小型魚及び大型魚の留保を全て開放し、小型魚は定置漁業に、大型魚は漁船漁業等に割り当てる内容で諮問いたします。

【資源管理の経緯】についてですが、くろまぐろについては、近年、資源量が大きく減少しているとみられることから、中西部太平洋まぐろ類委員会（以下、WCPFCと言います）で国際合意した管理措置に従い平成22年から漁獲量の管理強化が実施されています。

しかしながら、より厳しい資源管理とするため、国は海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（以下「TAC法」という。）に基づく管理を行うこととなり、知事が管理する沿岸漁業では、第4管理期間（H30.7～）から資源管理法に基づく管理が開始されました。これにより、全ての都道府県で、くろまぐろの漁獲数量を数字で割り当てた管理が始まりました。先ほど、池谷より、まいわしやさんま、まあじについて数量明示や現行水準、配分なしといった数量管理のわけ方について説明がありましたが、国際的に厳しい資源管理をしているくろまぐろでは現行水準や配分なし、といった管理はありません。

令和3年3月末には第6管理期間（R2.4～R3.3）が終了しており、令和3年4月1日から令和3管理年度が開始となりました。同時に根拠法令が資源管理法から漁業法に移行しています。

先ほどの諮問1の説明にもあったように、県は国の資源管理基本方針に基づき県の中長期的資源管理の考え方を示した「静岡県資源管理方針（以下、「県方

針」という。) 」と、県方針の「別紙1-5くろまぐろ(小型魚)」、「別紙1-6くろまぐろ(大型魚)」を制定し公表しています。また、くろまぐろの別紙に基づき、管理年度ごとに知事が定める知事管理漁獲可能量(漁獲上限)についても同様に制定、公表しています。

この県方針の別紙でくろまぐろだけが、小型魚と大型魚、に分かれておりますので、それについてここで補足説明をしたいと思えます。下の太字にありますが、一つ目の※、くろまぐろの小型魚(30kg未満)と大型魚(30kg以上)の境目はくろまぐろの成熟が始まる目安の重さです。

太平洋くろまぐろは、産卵親魚量(親の量)と加入量(子供の数)に明確な相関関係は見られないものの、小型魚の漁獲を抑えた場合、大型魚の漁獲を抑えるよりも資源量の増につながるという結果が国の水産資源研究所の試算で出ています。このため、国内の漁獲規制は、大型魚は従来どおりの量を上限にしましょう、小型魚は従来2分の1に漁獲を抑えましょうというところから始まりました。

このような状況であることを前提に、Ⅱの諮問事項では、諮問の前に今回の知事管理漁獲可能量の変更に関する考え方について御説明したいと思います。

1の留保解放に伴う変更については、まず、2ページの表を御覧ください。知事管理漁獲可能量、採捕の種類別、期間別の割当とその消化状況で、12月6日時点のものになります。

表は、一番左上の枠が区分、この内訳として知事が管理する県枠について、小型魚と大型魚に大きく分かれています。小型魚、大型魚ともに、その内訳を基準年、と言われる国が静岡県の枠を決めたときの一定の基準とする期間と同じ時期の実績に基づいて、漁船漁業等と定置漁業に分け、小型魚については、さらに一年を4か月ごと3つの期間に分けています。そして小型魚、大型魚ともに、県があらかじめ留保枠を設けておき、漁期の経過と採捕状況を踏まえつつ、その取扱について判断し解放することとしています。

区分の枠の右側には、当初数量として、令和3管理年度開始時の県枠を、その右側には直近の県枠の数量を、そして太字で囲ってあります。さらに右側には、12月6日時点の実績とその消化率を示しています。

ざっくり御説明しますと、令和3管理年度はくろまぐろ小型魚については本当に小型魚、1キロ未満がメインで来遊を続けております。これが3キロより大きい、例えば10キロぐらいあると味もよく高値で売れるのですが、0.7キロとか小さな魚が来ておりますので、漁船漁業等ではくろまぐろを目的とした漁業が行われておらず実績が伸びないという現状があります。

一方、定置漁業では、海に1キロ未満のくろまぐろがたくさんおりますのでどうしても日々、網に入ります。漁業者さんには放流もしていただいておりますが、サイズが小さいので、さば等の別の魚と見分けがつかず、水揚げに混じりますので、漁獲が続いて、12月6日までに約5.3トンを漁獲しています。

くろまぐろ大型魚については、現時点ではほとんど漁獲されておりません。

それでは1ページのⅡ 諮問事項の1 留保解放に伴う変更、(1) 小型魚を御覧ください。漁船漁業等については、現時点で令和3管理年度の県枠が約21トン残っています。今後、くろまぐろの群れの来遊があっても、残り3か月半であれば、現在の枠の中で対応可能であると想定しています。

一方、定置漁業では、今後も小型魚の入網が続くと考えられることから、留保枠の全量を定置漁業に配分し、効率的な漁獲と余裕をもった漁獲枠の管理を行うようにしたいと考えます。

次に、(2) の大型魚についてです。定置漁業については7トン以上の残枠があること、漁船漁業等についてはこれからが盛漁期で、過去の採捕実績からも、残り3か月半で一気に漁獲すると見込まれることから、県枠を十分に活用した採捕ができるよう、留保枠の全量を漁船漁業等に配分したいと考えます。

(1) と (2) の変更については、今回の諮問前に関係団体及び沿海漁協さんに照会しております。1つの漁協さんからは、漁船漁業等にも配分されうる留保を全て定置漁業に配分することについて、残り21トンあっても群れが来たら枠が無くなってしまうので、全てでなく半分でどうかという御意見をいただきましたが、その後、わずか10日ほどで一急に定置の漁獲が積み上がりまして、今の勢いでは留保枠の4.8トン全量を定置漁業に付けないと管理が難しくなること、過去の実績を見ても、残りの4か月で20トンを消化したことは無かったことから、今回は、このような案で進めさせていただきたいと考えております。

なお、2の小型魚の8から11月までの期間終了に伴う変更、にありますように、諮問対象外ではありますが、先ほど御説明したように小型魚については1年を3つの期間に分けて管理しておりまして、丁度8月から11月までの期間が先日終わったところですので、当該期間の残枠全てを翌期間である12月から翌年3月までの期間に繰越します。

なお、この処理は県方針の「別紙1-5くろまぐろ（小型魚）」の中であらかじめ定めておりますので、諮問対象外ですが、今回の留保解放の処理と同時にいたしますので報告をいたします。

以上の処理を反映したものが3ページにお示しした、くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）の知事管理漁獲可能量の変更について(案) の表になりますが、これだけでは背景がわからないのでいつもの横書きの表がの4ページにございますのでこちらを御覧ください。

4ページの表について、表の左の列から、区分として小型魚と大型魚に分けた内訳、その右隣に令和3管理年度の管理開始当初の配分数量、その右隣に変更※4として第一回の変更時の数量を、隣の変更※5として直近の配分数量、そして矢印の先に、今回の変更案と備考として数量変更の内訳を示しています。変更※6の変更対象箇所をゴシック体でお示ししておりますが、備考を読みながら御説明します。上から順に、小型魚のうち、漁船漁業等の8月から11月までの実績

値、一番左が第6管理期間の当初数量です。そこから矢印に沿って順に、変更手続きを行ってきた際の数量が示されており、今回の変更案が一番右の※8となります。

区分のうち、小型魚について、漁船漁業等の割当量の8～11月の数量を実績値の0.3トンに変更し、残り13.1トンを12～3月に繰越しし、この期間の数量を20.8トンとします。その下、定置漁業の割当量の年間分に県の留保解放分の4.8トンを足して11.9トンとします。また、定置漁業の割当量のうち、8～11月の数量を実績値の3.6トンに変更し、残りの2.7トンを12～3月に繰越します。12月から翌3月までの期間は、元の0.3トンに、繰り越してきた2.7トンと留保解放分の4.8トンを加え、7.8トンとします。その下の小型魚の留保枠については、0となります。

大型魚については、一番下の県留保枠を全て解放しますので、漁船漁業等の割当量留保解放分の2.4トンを足して25.7トンとなります。以上が計画変更の詳細となります。

以降、5ページに知事から海区会長にあてた知事管理漁獲可能量の変更に関する諮問文、6ページに変更後の告示案、7ページに静岡県資源管理方針のうち、別紙1-5くろまぐろ（小型魚）の抜粋版、下線部に小型魚の繰越し処理について記載がございます、そして最後の8ページに漁業法を抜粋したものを添付してございます。なお、県の数量を変える時は、こちらの第16条の2項に下線を引いてあるとおり、海区漁業調整委員会の意見を聞くこととなっております。毎度、諮問をしておりますが、これに基づいておりますので御承知置きください。なお、漁業法が改正されたことにより、下の漁業法施行規則に基づきまして、今回のような、県の枠全体は変更しない変更は軽微な変更となりますので、今回の諮問で問題ない旨の答申が得られれば速やかに手続をして、留保を解放する予定です。

なお、告示案に字句等の軽微な変更があった場合には、事務局に修正を一任していただきたいと存じます。御審議の程よろしく申し上げます。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

○李委員

御説明ありがとうございました。今後のことですが、県の方針を踏まえているところあるかと思うのですが、ちょっと疑問に思っていることを聞きたいのですけれども。

割当量で今、漁船漁業と定置網で分けられているんですけども、漁船漁業の中でも一本釣りとかの漁業種類があると思うんですけど、今後、公平性、公正性を考えた場合、漁業種類も考えながら割当量を考えるのが良いなというように思っているんですけども。クロマグロだけではなくて、今後そのよう

な可能性もあるのかなと思って聞きました、以上です、ありがとうございます。

○西原委員

静岡県の大形のクロマグロに関しては、須崎のはえ縄船の漁獲量が基本になって数字が出てきてます。それで、ひき縄っていうのは実質的に0だったのです。それで和歌山みたいに実績がないところは、0で大群がなかったんですが、ちょうどその年にうちの所属の船が少しだけ水揚げしたということがスタートになって、須崎のはえ縄に御理解いただいた上で、1.7トン枠をもらって、増えているということです。そういう経過もあるものですから、今のところ他の業種の人に参加できる条件がないのです。それと12月から3月までの漁期の間に出れる船というのは、ある程度大きくて、装備がないと出れない。僕も僕も、とはなかなかいかないと思います。そんな状況です。

○日吉委員

まき網の混獲がデータで上がっていないのが僕はちょっと不思議かなと思います。

○松浦主査

まき網については、漁業者さんと市場さんの聞き取りを含めて、混獲した場合の情報は聞いておりますので、それを元に県の漁船のデータに重ねております。

李先生の御意見に対しての担当の意見なのですが、漁船漁業等という定置以外の漁業となっているので、管理上は定置以外となってしまうんですけど。漁業種類ずつに分けていくと、群れの来遊の状況とかで、獲れる年獲れない年いろいろあるので、それを細かく決めてしまうと、決めるたびに海区に付ける必要があるんで、今、自主ルールとして漁業者さんの中で決めてくださっているんで、自主ルールの中だとうまく調整しながら、県の枠は海区にかけなくても自分たちで管理するといった感じになっているので、あまり細かくすると使えない枠が出てしまったりするともったいないので、漁船漁業等の中にいろいろな漁業種類があるのはわかっているんだけど、中で自分たちで管理することで調整をしております。いろいろな考え方があるとは思いますが、それでも。

○西原委員

あとは遊漁の枠ですよ。

○鈴木会長

今、李委員から御発言がありましたけれども、割り当てられた数量をうまく漁業者同士で配分できるのかなと、そんな感じがします。最初に静岡県に割り当てられるのは、はえ縄船の実績という中で、はえ縄船と調整して、数量の割り当てを出したんですけれども、先日、一本釣りの仲間からも、今後の配分をどうしたらいいんですかね、と聞かれたもんですから、これから来る割り当てというのは、延縄船だけの実績ではなくて、皆の実績だから、自分らでもそれなりに数量を言ったらどうかと。これはただの一漁師としての相談を受けた時

の話なんですけれども。そういう形で、自分たちでも主張したほうが良いよという話をしました。その後どのような分け方にしたのかということについては詳しい話は聞いてないんですけれども。漁業者同士でうまく具合に話はいっているかと思います。それで一本釣りの仲間とはえ縄船の仲間がいがみ合うんじゃないかと、お互いに情報交換をしながら良い状態でいっているのではないかと思います。

○高田委員 先ほど言った漁船漁業の中で、延縄と一本釣りとかひき縄船ですよ、ジャンボと言っているやつ。皆さん言っているように今非常にうまく調整できていると思います。漁業者がいがみ合うんじゃないかと、その中で分け合って、素晴らしいなと思います。それを今後もやっていければいいなと思っています。

○眞鍋委員 眞鍋です、よろしいですか。今小さいマグロがたくさん見えているというお話がありましたけれども、大体どれくらいの大きさから出荷サイズとなるのでしょうか。

○日吉委員 1キロくらいです。大きさは30センチもないかな。

○眞鍋委員 それくらいだと食べられるサイズなんですかね。

○日吉委員 食べられるけど美味しくないですね。3キロあれば千円します。

○眞鍋委員 3キロのものだと何という名称でしょうか

○西原委員 うちのほうだとメジと言いますが、地域によって違います。

○松浦主査 今年の夏は一尾0.5キロくらいのマグロも定置に入って、定置の方もいろいろ大変だったと思うんですけれども、このくらいの大きさだと、やはり値が付かなくてということがあります。

○日吉委員 本来1キロのメジなんかは逃がしたいんですよ。ただ消化率が80%を超えると、次の年になにがしの対価をもらえるということがあります。だから資源管理といって漁獲制限もしているんですけど、裏側には消化率っていう問題もあります。だからさっき言った大型マグロは、漁船漁業と定置とでうまくコミュニケーションとって融通しあっている。定置の大型マグロの枠も去年漁船漁業にあげたもので、消化率が80%にあがったんで、ボーナスがもらえた。そういうことがあります。単なる資源管理だけではなくて、消化率もあげるような、

少し矛盾するようなところもこの制度の裏側にあります。

○眞鍋委員 どうもありがとうございます。

○鈴木会長 他に何か御質問ありませんか。特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 ありがとうございます。それでは (1) 諮問事項のイ 令和3管理年度におけるくろまぐろ (小型魚) 及びくろまぐろ (大型魚) の知事管理漁獲可能量の変更について、原案のとおり了承します。

○鈴木会長 続きまして、(1) 諮問事項のウ 休業中の定置漁業権の内容たる漁業にかかる知事の許可について、事務局から説明をお願いします。

○松浦主査 それでは、諮問事項3、休業中の定置漁業権の内容たる漁業にかかる知事の許可について、資料2に沿って御説明いたします。座って説明させていただきます。

前回、10月の海区で同様の議題について扱った際、事務局からめったに扱わない内容です、と申し上げましたが、今回、前回とは別の焼津市の定置について急遽、休業届が提出されましたので、前回同様、休業中の定置漁業権の内容たる漁業にかかる知事の許可について諮問をいたします。なお、前回、わかりづらいという御意見をいただいておりますので、今回も、1の経緯の (1) まで読んだあとに、用語等の解説を入れます。よろしく願いいたします。

では1の経緯、「定置漁業権の内容たる漁業」の休業から御説明します。まず、(1) の休業届の提出です。定置漁業権は、個別漁業権ともいいまして、漁協さんだけでなく一個人や有限会社や株式会社などの会社に免許をしています。今回の定置漁業権者は、長谷川航さんと言いまして、以下、長谷川氏といたしますが、平成30年9月1日に、定第16号定置漁業免許を受け、その「定置漁業権の内容たる漁業」を営んでおりました。しかし、令和3年11月18日付けで漁業法、以下「法」といいます、第87条第1項に基づき休業届を提出されました。

5ページを御覧ください。長谷川氏から知事あての休業届です。1に漁業種類、2に免許番号、3に免許した年月日が記載されています。4に今回届け出た休業期間の記載があり、令和3年12月1日から令和5年8月31日まで。すなわち免許の有効期間いっぱいまで休業するということです。理由がその下の5に記載されておりますが、こちらの定置網では近年水揚額が減少し、厳しい経営状況の中で漁業を継続して営むことができなくなったため休業するとのことでした。

水産資源課では同日付で休業届を受理しております。1ページにお戻りください。1の(1)の二ボツ目です。静岡県は長谷川氏からの休業届を受理するとともに、その休業期間中、適格性を有する者が知事の許可を受けて「定置漁業権の内容たる漁業」を営むことができるよう、知事の許可の内容たる事項、許可の申請期間及び許可の有効期間について告示を行いました。その告示については委員の皆様にも郵送でお送りいたしましたものと同じものを本資料の6ページに添付してございますので、後ほど御確認ください。こちらについては二ボツ目の下に記載してある、【長谷川氏が休業を届け出た定置漁業権の内容(免許の内容)】について、休業期間中に操業したい方の申請がありますか、という内容で告示しています。なお、この漁場は焼津市田尻北地先にありまして、地元漁業権者は焼津・小川・大井川港漁協の3漁協となります。こちらは、一つの区域を3つの漁協が共有する漁業権漁場であり、実際には小川漁協の管理する漁業権区域内で操業をしておりました。

ここで一旦、用語や考え方の説明をしたいと思います。2ページ目に移っていただき、ページの下半分、点線で囲まれた部分を御覧ください。用語について、”休業中の定置漁業権の内容たる漁業にかかる知事の許可とは”という部分です。前回の海区で一度御説明しておりますが、基本的にはイレギュラーな案件であり、言葉もややこしいのでここで御説明します。

休業中に、定置漁業権の内容と同じ漁業について、知事の許可で操業すること、については、意図としては、本来であれば網を張って操業ができる漁場ですので、漁業権者が休業をしても、その漁場を利用し水揚を継続するため、また従業員の生活維持のため、知事の許可で操業できるように、というものです。

まず、あまり聞かない①「定置漁業権の内容たる漁業」という言葉について。定置漁業権者は知事から漁業権を免許されます。定置漁業権には知事が策定する海区漁場計画に基づく免許の内容、制限又は条件、存続期間が定められており、そのうち免許の内容に規定されるものが「定置漁業権の内容たる漁業」に該当します。これについては、16ページから18ページに長谷川氏に免許している定第16号の免許状の写しとその漁場位置を添付していますので後ほど御覧ください。

次に②の「漁業権の免許」ではなく、「知事の許可」である理由です。漁業権の移転の制限というものが法律で定められておりまして、漁業権は、相続又は法人の合併若しくは分割による場合等を除き、移転の目的とすることができません。定第16号の免許は、現在、休業中なだけで、漁業権者は長谷川氏のまま、となります。

つまり、矢印の先の下線部になりますが、休業を理由に、別の誰かに漁業権を移したりすることはできないため、今回の案件は「定置漁業権の免許」とは区別して扱われるので「知事の許可」となります。

最後に、一番下の、もう一つの②ですが、知事の許可、と言っているのです、

知事による漁業の許可、つまり知事許可漁業と違うのかどうか、という点についてです。知事による漁業の許可（知事許可漁業）に「小型定置漁業」がありますが、漁業権漁業の定置漁業とは身網の設置水深で区別されています。ですので、今回の案件で扱うような「休業中の定置漁業権と同じ内容の漁業」を行う場合は、知事許可漁業の「小型定置漁業」とは区別する必要があり、知事の許可、と表現しています。

それでは、1ページにお戻りいただき、1の経緯の(2)、今度は、操業希望者による申請、の部分を御覧ください。先ほど御説明したように、県から休業の届け出があった場所を有効利用するため知事の許可で操業する人はいませんか、と告示をしたことに対し、焼津市の有限会社、長谷川漁業実践団、以下「実践団」といいます、より11月30日付で漁業許可申請書が提出されました。申請はこの1者のみで、他にはありませんでした。

これから添付資料を基に御説明しますが、実践団は既に地元漁業権者の同意を得ており、代表者及び従業員にはこれまで定置漁業に従事してきた者が含まれている法人です。

7ページを御覧ください。7ページが漁業許可の申請書です。実践団からの知事あて申請書で、ページ中ほどの1、漁業種類から4の操業期間までは定置漁業の内容と同一です。次の8ページを御覧ください。こちらが漁業許可申請理由書です。申請理由として、休業となった定第16号の漁場において、水産資源を活用し、地元の漁業所得の向上を図りたい旨が記載されています。次の9ページには事業計画書を添付しています。今回の申請者代表及び従業員は定置漁業の経験者です。このようなことから5の収支の予算も年間2億5千万円を想定しています。

次の10ページ、11ページには定置漁業の操業に係る同意書を添付しています。こちらは焼津漁協さんから知事にあてたものですが、今回の定第16号の漁場が、焼津・小川・大井川港が共有する漁業権漁場内にあるため、代表者となっている焼津漁協組合長からの同意書となっています。また、定置網の漁場となる小川漁協管理の漁業権漁場内についても同意書が提出されています。これは、申請者に対して自分の共同漁業権の漁場内で定置を営むことには同意をするよ、すなわち、漁場を使うことについては同意するよ、という書類です。12ページには小川漁協からの文書を添付しております。先ほどの同意書は共同漁業権内で定置を営むことについての同意でしたが、こちらは、本文の2行めにありますように、今回の申請については、漁業調整上の問題はない、つまり、先ほどの共同漁業権漁場内の利用に同意するだけでなく、他の自由漁業を含めた漁業についても問題はないよという内容となっております。なお、13ページには、後ほど改めて御説明しますが、適格性にかかる申立書が添付されております。誓約書は申請者である実践団の代表者、酒井光二氏から知事にあてたもので、申請者となる法人の役員及び仕様人のうちに暴力団員等がないこと、また、暴力

団員等がその事業活動を支配している者が含まれないことを示しています。

申請に関して主なものはただいま御説明したとおりになりますので、次に手続きについて、御説明していきたいと思っております。1ページの、今度は2の、手続き事項にお戻りください。

2、手続き事項、休業中の「定置漁業権の内容たる漁業」の許可について。一つ目のポツです。休業届が提出された定置漁業権、今回の定第16号のことです。これについては、その休業期間中、法第72条第1項に規定する適格性を有する者は、知事の許可を受けて休業中の「個別漁業権の内容たる漁業（今回の場合は、定第8号定置漁業免許の内容）」を営むことができる、とされています。先ほどまで御説明していた内容です。

次に、二つ目のポツで、上記漁業について申請があったときは、知事は海区漁業調整委員会に意見を聴かなければならない、とあり、今回の諮問はこれに基づいて行っております。

皆様に諮問する内容は、今回の申請者に適格性があるかどうか、という点であり、下の矢印の先のポツ、法第72条第1項において、適格性を有する者は次の項目のいずれにも該当しない者と規定されています。どんな者なのかというと、①漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること。②暴力団員であること。③法人であって、その役員又は政令で定める使用人のうちに①、②のいずれかに該当する者がいること。④暴力団員等がその事業活動を支配する者であること、に該当しない者です。

県では、今回の申請者が①の漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者ではない、ということ把握しております。また、先ほど、13ページの誓約書について御説明したとおり、②から④については、今回の申請者から該当しない旨の誓約書が提出されています。

この適格性について、知事から静岡海区漁業調整委員会に諮問し、その結果、問題ないとして定置漁業権の内容たる漁業について、今回申請のあった団体に許可する場合には、速やかに許可手続きを行います。

ただし、二ポツ目になりますが、海区漁業調整委員会は、団体が漁業調整その他公益に支障を及ぼすと認めると判断する場合、これは今回の、休業中の知事の許可については、申請者に適格性が無い場合、という意味になりますが、あらかじめ団体に対し、その理由を文書をもって通知し、公開による意見の聴取を行わなければならないこととなります。

一連のフロー図を3ページにお示ししています。休業届の受理から休業中の定置漁業権の内容たる漁業の許可までの流れで、手続き内容について一番上の休業届の提出から、休業中の漁業許可の公示、その下の許可申請、知事が行う申請者の適格性の審査、そして本日の本委員会への諮問となります。適格性があるとの答申があった場合は知事の許可となりますが、海区委への諮問のところで、漁業調整その他公益に支障を及ぼすと認める場合、すなわち今回の場合は

適格性が無いと認める場合は、その理由を申請者に文書で通知し、公開による意見の聴取を行い、その後答申、結果を受け、どうするか知事が決定するという流れになります。

2ページの3、諮問事項にお戻りください。踐団に対する知事の許可について、休業中の定第16号定置漁業権の内容たる漁業に関し、申請のあった踐団について精査した結果、申請通り許可したいと考えます。諮問文については4ページに添付してございます。

このことについて、県の案のとおり、許可してよろしいか御審議ください。よろしく願いいたします。

- 鈴木会長 ありがとうございます。ただいま事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。
- 西原委員 一点いいですか。5ページの休業期間について。令和3年12月1日から、令和5年8月31日となっておりますが、その前に操業が可能でしょうか。
- 松浦主査 それは漁業権者が、ということでしょうか。
- 西原委員 そうです。
- 松浦主査 それは法律に明確には書かれていないのですが、解釈の中で、休業届を一回出したら、この休業期間を翻して、やっぱり短くすることはできないというふうに、解説本には書かれています。
- 西原委員 わかりました。
- 日吉委員 私はこの長谷川さんのことを知っているんですけども、前回の海区で私どもの定置網のことについて審議してもらったときは、新しい法人ができてその法人に免許されたんですね。それで今回は、漁業権者が、長谷川航さん。有限会社長谷川踐団は、今まで漁業をされていた方、ところが漁業権は、代表取締役の長谷川航さんが持っていたということですね。
- 松浦主査 長谷川航さんが個人で免許を持っていて、本人が代表取締役として長谷川漁業踐団というのを経営的に支配しているというように考える中で、漁業権を得て、長谷川踐団で漁業をやってきました。
- 板橋局長 これまでもですね、長谷川航さんが、法律上は漁業を行っていたと。ただ、長谷川漁業踐団を長谷川航さんが道具として使っていたと。

○松浦主査 今は長谷川航さんがやめられてしまったので、代表ではなくなってしまったという中で、そうすると長谷川漁業実践団は何でもない者となってしまいます。長谷川さんが定置を休みます、というとな誰も何もできなくなってしまう。

○日吉委員 あともう1点。私、大型定置をやっている者としては、是非、漁場を守りたいと思うし、これからも地域に貢献して行ってほしい。

先日、小川漁協の橋ヶ谷組合長の方からですね、田尻北という漁場なんですけれども、田尻北は定置協会には入ってなかったんですけれども、もし、許可が出れば、私どもの協会に入ってくださいということですので、定置協会では、先ほど議題に上がった小型マグロについては自主規制を厳しくやっているもので、その情報については今後スムーズにいくかと思えます。

○高田委員 今言われたように、水揚げが少なくなってくると、漁師さんも少なくなってくるので、新たにやるということは、やはり地域の活性化になるし、是非やってほしいと思います。

○橋ヶ谷委員 わたしも有限会社長谷川実践団の中の細々とした部分はわからないんですけれども、漁協の現状としまして、私のところの僚船の、第八藤丸が廃業しまして、今、長谷川実践団の定置が夏以降休業しております、小川漁協10月以降水揚げをしてくれる船というのが、私のところと、金指委員の長宝丸船団が来てくれないとですね、水揚げがほぼゼロです。一日も早く定置網の網を入れてもらって、水揚げを開始してもらわないと、漁協の危機にもなりますので、是非とも一日も早くお願いしたいということとですね。あと9ページの収支予算の表ですね。水揚げ高が水揚げ金額より多いですけれども、この金額を見ても焼津の田尻北地先の定置の水揚げは、過去から見ても決して無謀な数字を出しているわけではなくて、多いときは一年間の水揚げが4億円を超えたこともあるようです。決して無理な数字ではないですし、是非良い方向にお願いしたいと思っております。

○鈴木会長 他にございませんか、それでは、御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 ありがとうございます。それでは、(1)諮問事項のウ 休業中の定置漁業権の内容たる漁業にかかる知事の許可について、原案のとおり了承します。

続きまして、(2)指示事項のア 榛南・戸田・東伊豆地区広域型増殖場、西

伊豆町における魚類採捕の禁止についてと、指示事項のイ 沼津地区幼稚仔保育場における水産動植物の採捕の禁止についてですが、こちらは関連がありますので一括して事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹

資料4と5の指示事項は、マダイ稚魚放流事業の実効を確保するための魚類又は水産動植物の採捕の禁止に係る指示でございますので、一括して説明いたします。

まず、資料4を御覧ください。「榛南地区広域型増殖場・戸田地区広域型増殖場・東伊豆地区広域型増殖場・西伊豆町における魚類採捕の禁止について」説明します。

①榛南地区広域型増殖場についてです。静岡県では、平成9年度沿岸漁場整備開発事業により、牧之原市の旧相良町萩間川沖合水深10～20mの海域に、マダイ稚魚の培養等を目的として、自然石を投入して広域型増殖場を整備いたしました。この地区では、この増殖場を活用し、マダイ稚魚を放流し保護培養しているところですが、天然海域に放流したマダイの稚魚が沖合に出るまでの間は、放流の効果をも高めるため、稚魚の保護を必要としますので、その実効を確保するために委員会指示により、平成9年以降、魚類の採捕について禁止の措置をしております。

増殖場にはマダイ稚魚が高密度に生息していることから、実効的な保護培養を期すため、マダイだけではなく魚類全体の採捕をこれまで禁止してきたところです。

現行の指示の有効期間は、令和2年1月1日から令和3年12月31日までとなっています。

禁止区域につきましては11ページの図を御覧ください。イ、ロ、ハ、ニの各点を順次結んだ線によって囲まれた区域になります。

榛南地区と同様に、戸田地区及び東伊豆地区の広域型増殖場並びに西伊豆町田子地区及び安良里地区においても、マダイ稚魚の培養事業を行っており、その実効を確保するために委員会指示により、本年12月31日まで魚類の採捕禁止の措置をしております。

それでは、それぞれの禁止区域を説明いたします。12ページを御覧ください。戸田地区広域型増殖場における禁止の区域は図中、イ、ロ、ハ、ニで囲まれた区域です。

次に、13ページを御覧ください。東伊豆地区広域型増殖場における禁止の区域は図中の基点第1号、第2号とイ、ロ及び海岸線で囲まれた区域です。

次に、15ページを御覧ください。西伊豆町田子地区における禁止区域は図中の基点第1号、第5号とイ、ロ及び海岸線で囲まれた区域です。

16ページを御覧ください。西伊豆町安良里地区における禁止区域は図中の基点第6号、第7号とハ、ニ、ホ及び海岸線で囲まれた区域です。

17ページ以降にそれぞれの地区から提出された保護継続の要望書を添付しております。

3ページを御覧ください。指示の案を記載してございます。現行の指示と同じ内容で、変更はございません。

5ページの3行目、指示の有効期間を令和4年1月1日から令和5年12月31日までの2年間とします。

また、6ページから10ページまでの様式については、県の行政手続きの見直し方針に基づき、申請者の押印を不要とする形に変更します。

資料4の説明は以上で終了します。

次に、資料5を御覧ください。「沼津地区幼稚仔保育場における水産動植物の採捕の禁止」について説明します。この指示も資料4と同様にマダイ稚魚放流事業の実効を確保するための指示ですが、資料4は「魚類採捕の禁止」、こちらは「水産動植物の採捕の禁止」ということで、別々の指示としております。

この沼津地区幼稚仔保育場は、昭和55年度の沿岸漁場整備開発事業として、静岡県が内浦湾の久料沖に主にマダイを対象としてブロック等を設置して造成したものです。保育場の管理は、沼津市、内浦漁協、静浦漁協、沼津我入道漁協の4者で構成される沼津地区幼稚仔保育場管理運営委員会が行っています。

この保育場には、マダイ稚魚を放流しておりますが、放流したマダイの稚魚が成長して沖合に出るまでの期間は保護措置が必要となります。そこで、放流事業の実効を期するため、昭和56年以降水産動植物の採捕に関して禁止措置が継続されています。この育成場はマダイ稚魚の保護培養だけでなく、藻場の造成も目的としていることから、魚類だけではなく水産動植物全体の採捕の禁止という内容になっています。

10ページを御覧ください。禁止区域はA区域とB区域に分かれています。A区域は幼稚仔保育場として造成された区域でございます。それで、A区域につきましてはマダイを放流し、そこで保育を図りたいということで周年禁止、それからB区域につきましては、マダイを放流直後は小さいマダイは陸岸へ集まってくる習性があることを考慮して、6月1日から12月31日までの間禁止するというので、これまで指示を継続しております。

2ページを御覧ください。指示の案を記載してございます。現行の指示と同じ内容で、変更ありません。

3ページの12行目の6 指示の有効期間及び5ページから9ページまでの様式の申請者の押印不要については、先程の指示と同様に変更します。

以上で説明を終わります。御審議の程、よろしく願いいたします。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

特に御意見等がないようですので、このことについて、原案のとおり了承し

てよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 ありがとうございます。それでは、(2) 指示事項のア 榛南・戸田・東伊豆地区広域型増殖場、西伊豆町における魚類採捕の禁止についてと、指示事項のイ 沼津地区幼稚仔保育場における水産動植物の採捕の禁止について、原案のとおり了承します。
ここで10分間の休憩とさせていただきます。

○鈴木会長 それでは議事を再開いたします。
続きまして、(3) 協議事項 第8次静岡県栽培漁業基本計画の策定について、事務局から説明をお願いします。

○小泉班長 資料に沿って、第8次栽培漁業基本計画の策定について説明します。お手元の資料6、並びに参考資料が本議案の資料になります。資料6を御覧ください。
まず、1、栽培漁業について説明します。資料2ページを御覧ください。先ずは、ご存じの方も多いと思いますが、栽培漁業について説明します。栽培漁業とは、積極的に水産資源を増やす手法であり、一般に、水産動物は非常に多くの卵を産みますが、そのほとんどは卵や稚魚の時期に他の動物に食べられたりして死亡します。そこで、卵から稚魚までの最も弱い時期を、陸上水槽で人の手で育ててから、適切な時期や場所、サイズで放流するものです。一部の魚種では、放流後の生残りをより良くするため、海上のいけすで自然の海にならしながら、より大きくしてから放流するので、これを中間育成と呼びます。放流した魚が自然の海で成長し、漁獲対象サイズになることで、資源が上積みされます。それらを計画的に漁獲することが栽培漁業であり、昭和50年代から全国的に始められ、本県では、これまでにマダイやヒラメ、アワビ等で実施されています。

続いて、2、栽培漁業基本計画とは、について説明します。3ページを御覧ください。栽培漁業を推進するため、県では「栽培漁業基本計画」を策定しています。これは沿岸漁場整備開発法によって規定され、国が定める「基本方針」に調和するもの、とされています。現在の7次計画は平成27年から令和3年までの7年間ですが、通常は、期間はおおむね5年間とされ、今回は令和4年から8年までを計画期間としています。基本計画に定める内容は、おおむね表1のとおりです。そのため、表2に示したスケジュールのように、これまでに水技研や県庁職員等による「基本計画検討会」や「事務局会議」の開催、業界団体等の関係者との協議を実施しています。

また、10月には基本計画案を検討する機関として、漁業者代表・遊漁団体・

学識研究者等で組織する栽培漁業推進協議会を立ち上げ、審議を行いました。

今後は、本日の海区委員会での協議をはじめ、国が公表する「基本方針」の内容を踏まえて、事務局にて「計画」の原案を作成のうえ、関係機関との協議や協議会での審議を実施し、最終的には、本海区委員会への諮問を得て、来年3月に計画策定の予定です。本日は、表1の②種苗生産や放流を推進することが適当な水産動物の種類（以後、対象種と呼ぶ）、③その放流数量の目標について、御協議していただきます。

続いて、3、第8次基本計画（1）対象種です。種苗生産・放流に適する対象種の選定について説明します。4ページを御覧下さい。対象種選定に関する考え方です。本県では、従前より基本計画の対象種について、「放流対象種」と「研究対象種」に分けて選定しています。放流対象種は、目標の生産数や放流数を設定し、積極的に栽培漁業の展開を図る魚種です。漁業者需要、種苗生産技術、放流技術開発の完成度、費用対効果を考慮して選定しています。研究対象種は、将来的に放流対象種の候補になりえる魚種で、資源の増加効果、経済効果、漁業者要望等を考慮のうえ、種苗生産や放流技術開発が必要なものを選定しています。研究対象種においても、種苗の量産技術が開発され、放流技術開発が必要な魚種については、実際に種苗を生産し、放流を実施しています。

続いて、栽培漁業推進協議会における検討結果を説明します。表4に現行の第7次基本計画の対象9種に関して、放流対象種の選定条件に照らし合わせて、現状を評価した結果を示しました。評価結果は○、×、△で示し、それぞれの意味は表下に示したとおりです。

現行の第7次基本計画では、放流対象種にはマダイ・ヒラメ・トラフグ・アワビ類の4魚種を、研究対象種にはクルマエビ、ガザミ、ノコギリガザミ、クエ、キンメダイの5種を選定しています。分析、評価の結果、マダイ・ヒラメ・トラフグ・アワビ類の4魚種は、現状においてもすべての項目で条件を満たし、費用対効果も1以上であることから、第8次基本計画においても放流対象種とすることが妥当と評価されました。

一方、クルマエビは、漁獲量の減少が続き、放流効果も低下しており、漁業者需要は減少傾向になっています。しかしながら、浜名湖の重要種であることから、現在の環境変化に対応した放流技術の検討が必要と判断され、引き続き、研究対象種とすべきと評価されました。

ノコギリガザミ、クエ、キンメダイは、漁業者だけでなく、観光業者など地元関係者からも非常に強い要望があります。ノコギリガザミは種苗生産に、クエとキンメダイは種苗生産と放流効果を含めた放流技術に課題があると判断されたため、引き続き研究対象種とすることが妥当と評価されました。ガザミについては、7次計画期間中わずかな放流実績しか無く、需要がほぼ無いことから、研究対象種から除外することが妥当と判断されました。現在、地元の浜名湖の漁業者に意向を確認中です。

続いて、放流対象種の目標放流数について説明します。現行の第7次計画では、目標放流数は、現状の漁獲量から増加させたい量、目標漁獲量を設定し、それに必要な放流数を算出しました。今回、第8次では、昨年12月に漁業法が改正され、資源評価に基づいた「新たな資源管理」の推進が求められています。栽培漁業においても対象種の資源評価を踏まえ、放流を検討するとされたことから、資源水準又は漁獲水準を考慮して検討しました。資源水準とは、表6の下に記載しましたが、過去20年以上の漁獲量（資源量）の推移から、最低漁獲量と最高漁獲量の間を3等分して、「高位・中位・低位」の3段階で区分したもので、国の資源評価で採用している方法です。今回の対象種の水準は6ページのグラフに表示しています、この水準をもとに、具体的には、資源水準が高位または中位のものは、現状の資源の維持に必要な放流数、低位のものは資源の増加に必要な放流数を、目標放流数としました。その際、放流の経済的負担も考慮して設定しました。

今回の対象種ですが、マダイとヒラメは共に、主に千葉県～三重県の複数県にわたる範囲を生息場とする「太平洋中部系群」と呼ばれるグループとして国の資源評価が行われているため、そのグループ全体の資源（漁獲）水準を基準としました。

また、トラフグについては、静岡、愛知、三重県の範囲に生息する「伊勢・三河湾系群」と呼ばれるグループとして国の資源評価が行われているため、同様に、グループ全体の資源水準を基準としました。

一方、地元の磯に生息するアワビについては、資源評価が行われていないため、第7次計画と同様に、現状の漁獲水準から増加させたい量を、目標漁獲量に設定し、計算により求めました。

マダイは高位なので、現状の資源水準の維持を目標としました。そのためには、資源添加尾数（16万尾）を維持する必要があり、それに必要な放流数を計算したところ、6ページ表7に示したとおり、95万尾と算出されました。

ヒラメも中位であることから、現状の資源水準の維持が目標となり、マダイと同様に資源添加尾数（2万尾）を維持する必要があり、それに必要な放流数を計算したところ、35万尾と算出されました。

トラフグは、資源水準が低位のため、資源量の増加が目標となり、放流数を増やすことが基本的な考えとなりますが、トラフグの場合、種苗費の漁業者負担の割合が他魚種と比べ非常に大きく、また漁獲も低調なため、現状以上の放流数の増加は事実上困難と判断されました。

一方で、トラフグの場合、東海3県の共同研究により、放流後の生残りが良い「放流適地」が解明されていることから、放流尾数は現状の9万尾を維持しつつ、資源添加尾数を増加させるため、適地放流を増加することを条件としました。

アワビは、現状の漁獲水準が低位であるため、過去15年平均の漁獲水準まで増加されるために必要な放流数を試算した結果、45万個と設定されました。

なお、マダイとヒラメについては、2ページで説明した、放流前により天然に近い環境で放流サイズまで育てる「中間育成」を行っています。そのため、中間育成中の生き残り率から逆算して求めた結果、マダイは（25mmで）135万尾、ヒラメは（30mmで）50万尾となりました。

トラフグとアワビは、中間育成がなく直接放流するため、放流数をそのまま生産数としました。以上、第1回栽培漁業推進協議会における検討結果を御報告させていただきました。御意見をお願いいたします。

○鈴木会長

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

○西原委員

はい、私も榛南地区のマダイとヒラメの栽培漁業に携わっておりますので、榛南地区の漁業者の意見を申し上げさせていただきます。もうマダイを獲る漁師がいません。なぜかというともう値段が合わないからです。マダイだけを狙う漁業はもう成り立たなくなっておりますから、漁業者の間では、もうマダイの稚魚の放流はいらないと。その代わりに他の魚種をやってくれないかという意見があります。例えばアマダイ。これは日本海側でも実績がありますけれども、これはあまり移動が少なく、定着率が高いという結果が出ています。そういうものがあるものですから、魚種を変えていただきたいという要望があります。

先ほど小泉さんが言ったように、トラフグの場合と同じで、マダイ、ヒラメについて、漁業者負担の資金が少なくなっています。それはなぜかというと、マダイにしてもヒラメにしても、平成初期から比べて魚価が半分に下がってしまっていることから、10%で拠出している放流資金が全然貯まらないということが原因だと思います。やはり今のまま、マダイ、ヒラメの放流事業を継続するのは、今は榛南地域では難しくなっています。マダイの需要がある場所、マダイの需要がない場所、その意見を釣りあげてもらって、次の研究対象種に充ててもらえれば嬉しいと思います。

○小泉班長

御意見ありがとうございます。マダイ等につきましては、いろいろなところから御意見をいただいております。それを参考に8次計画の中ではそういったものを検討していくということで進めていきたいと思いますが、8次計画上にあげる魚種としましては、先ほど御説明しましたが、今現在、ある程度研究しているもの、実際に放流しているもの、種苗生産に取り組んでいるものとして、そういった魚種名を上げさせていただいております。それ以外の今伺った御要望のものについても、今後検討していくということの内容を、計画の本文の中には入れさせていただきたいと考えております。

○西原委員

静岡県ではやってなくても、他県でやっていて、サワラやフェダイの仲間はそのですけど、研究成果が確実にあるものについては、そういうものも利用するというのも一つの手段だと思います。

○板橋局長

栽培推進協議会で議論をする中で、アマダイを含めて、いろいろと魚種を上げていただいております。我々も検討してきておりまして、他県ではアマダイのように成功しているという事例もあるということで、他にもそういう魚種があると伺っています。それを受け、うちの県でできるかどうかというところですが、他県と状況が違うという事情もあるものですから、そこも含めて、研究が必要だというように考えておりますので、また検討をさせていただきます。

○高田委員

先ほど西原さんが言ったのは、この会議で僕がアマダイのことを言ったと思うんですけども、その時に、なんでそれを言ったのかというと、一本釣りの人や刺し網の仲間も、今現在放流してもらっているのはありがたいですね。やはり今の環境状況、水温が上がったりいろいろなことがあるんで、その時に自分が言ったのは、ハタ類が現状どうかと。その中で、やはりクエ。伊豆の方でも2回、若い人たちが放流やっているんですけど、自分のところでも2回で五千尾放流したんですけども。その中でやはり漁業者や遊漁者には、クエを放流しているので、小さいのが網にかかったら、クエの大きさを測ってくれと。どういうふうになっていくか、少しずつクエが増えているとか、いろいろな情報が上がってくるんです。そういうふうにはやはり新しくやってもらうには、漁業者もやはりそういうデータを出すことっていうことを必ず言うんですけども。

先ほど、西原さんが言われたように、アマダイというのは漁業者が売ったときの収益を考えると、単価が良くて魅力がある。そういう魚を栽培漁業で作ってほしいと思います。

それともう一つ、沼津温水センターが新しくなりますよね。その時を踏まえて、新しい魚種を研究してやってほしいと思います。

それとアワビなんですけど、うちの方はいままではメガアワビが主流で、今回はクロアワビがほしいということと言ったんですけども、なぜかというところ、伊豆の方は今磯焼けが起きていて、せっかく稚貝を撒いても良い畑がない状態がおきているので育たない。クロアワビに関しては雑食というか、カジメだけでなく他の海藻も食べるので、そういう中でも繁殖にいいんじゃないかというところで、自分は意見を出しました。是非藻場の方の状況も踏まえて、お願いしたいと思います、以上です。

○田口委員

私、神奈川水産審議会に出席した際に、漁業者の方から、ハタの増殖をお願いしたいという意見がでました。ただ神奈川県の水産試験場の方が、九州で病

気があるので、すぐにはできないけれども、研究はしていくというようにおっしゃっていました。

あと先ほどマダイの放流場所を禁漁区域というようにしておりましたけれども、今後、新しく魚種を増やすときは、どういう放流場所が良い場所かというのも併せて考えていくのが良いのではないかと思います。それとクルマエビに関しては稚エビが育つ河口域の環境も今後教えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○板橋局長 御意見ありがとうございます。ハタ類に関しては、クエがハタ類の一種として、研究対象種として研究を進めていきたいと思っております。

○田口委員 他県と一緒に同じものを放流するという行為はあるんですか。

○板橋局長 例えば、トラフグなどでは、広域の魚種ですので、三重とか連携しながらやっていることはあります。

○田口委員 ありがとうございます。

○安間委員 はい、確認させてください。ガザミが昨年検討中ということで、これ名前がいろいろで私わからないんですが、ワタリガニのことでいいんですかね。現状これは獲れていないものかどうか。それとノコギリガザミがどれくらい獲れているのか、ちょっと教えてください。

○小泉班長 ガザミは近年漁獲量減ってきてまして、それ以外にタイワンガザミという南方種のガザミがおりまして、そちらがどちらかというところ最近多いです。ただ両種とも良い時期に比べると、浜名湖では減っています。それからノコギリガザミなんですが、こちらは最近比較的獲れておりまして、5トンから8トンくらいとなっております。

○安間委員 それと、アサリはこれに入らないんですか

○小泉班長 はい、御存知の通りアサリは今非常に減っておりますが、元々アサリは卵を非常に多く産むという性質がありまして、増えるときは一気に増えるというものなんです。一方で栽培漁業でつくるとなると、エサとなるプランクトンの量が莫大なものとなりまして、それを増やす広大な施設や技術等を考えると非常に難しいものがあります。それを考えると、栽培で増やすというよりも、今のところは資源管理で増やしていこうという方針で、今浜名湖のほうで取り組んでいます。

- 安間委員 それからシラスウナギ、漁が始まりまして大変期待しているところですが、一部では人工種苗の成功の話を聞いておりますが、現状はどうなっているのでしょうか。
- 小泉班長 静岡県では、国と共同研究でやってはおりますが、静岡県では親を上手に成熟させて良質な卵を産卵させる技術を担当しております。ただそれ以外は他県が担当しております、機密の部分もありまして、その部分については把握しきれれておりません。
- 鈴木伸洋委員 議長よろしいでしょうか。先ほど小泉さんから説明のあった、魚種の選択及び放流目標数についてなんですが、ちょっとニュアンスが違うかもしれませんが、第8期に向かっているわけですが、マダイとヒラメは事業化実証期というカテゴリにあたっています。その中で、8期の策定を行うに当たってやはり重要なことは、放流効果の実証はもちろんのこと、経費を削減という実証的なことが求められる時期にあたると思うんです。先ほどの御説明では、現状資源の維持のためにこの放流尾数の目標をというようにされておりましたが、私の費用削減というニュアンスは第8期の中ではどのように反映されているのかお聞きしたいと思います。よろしくお願いします。
- 小泉班長 鈴木先生ありがとうございました。おっしゃる通りで、マダイ、ヒラメについては実証事業ということで放流しております。今回の選定にあたって、資源の維持という観点から御説明させていただいておりますが、事業をするにあたって、課題というところで、経費の削減ということは常に挙げられていることで、病気の対策と経費の削減については、今回説明はいたしませんでしたが、追求していくべき課題と考えております。
- 鈴木伸洋委員 ありがとうございます。それではもう第7期で問題になっている中間育成中の歩留まりの問題だけどヒラメ等については放流効果があがるような放流場の選定等については、さらに試験場等を中心に、検討していくということでよろしいですね。
- 小泉班長 そうですね、いつまでたってもこれで良い、という結論はないと思いますので、さらなる効率的なものを目指していくことを考えております。
- 鈴木伸洋委員 ありがとうございます。
- 鈴木会長 他に何かございませんか。

- 眞鍋委員 眞鍋です。よろしいでしょうか。先ほどノコギリガザミとガザミのお話がありました。あとマダイの需要がなくなっているというお話も伺いましたけれども、これは食文化の変化ですとか、あと例えばガザミよりノコギリガザミの方が高値であったり美味しかったり、マダイは結婚式がなく鯛の塩焼きの需要がなくなっているとか、そうした消費者としての需要の変化も大きく反映されているのでしょうか。
- 小泉班長 はい、マダイについては値段が安くなっているというのは漁業者としては魅力が薄れているのかと思いますが、ただ今回お話しはしなかったんですが、マダイは遊漁の対象としては、非常に人気がございます。漁業者が獲る量の3倍くらい多く獲っているという状況でありまして、遊漁を含めた需要となりますと、まだまだ価値はあるものだと考えております。
- 眞鍋委員 マダイの魚価が下がっているのはどうしてなのでしょう。
- 小泉班長 養殖も盛んなのでその兼ね合いもあると思いますが、あまり細かいところまでは、分析できておりません。
- また、ノコギリガザミについてですが、こちらはかなり特殊なカニでして、基本的に沖縄以外では漁業として成り立つほど獲れるのは浜名湖くらいではないんですね。そういったこともありまして、地元ではブランド化を目指しておりますし、近年の温暖化の影響かどうかはわかりませんが、比較的漁獲量が伸びているということで、漁業者だけでなく観光方面からも需要が非常に大きいものとなっております。
- 眞鍋委員 そうなんですね。それでガザミに関してはあまり需要がなくなっているということですか。
- 小泉班長 放流種としては需要が少なくなって来ているということですね。というのも浜名湖では、クルマエビとガザミと、ノコギリガザミがありますので、全体的に漁獲金額が減ってきている中で、全てに対して平等に放流負担をかけるのは厳しいんですね。ですので優先順位をつけるとやはり需要の大きいノコギリガザミ、クルマエビ、ガザミという順となっております。
- 眞鍋委員 なるほど承知しました、どうもありがとうございました。
- 鈴木会長 他にございませんか、はいどうぞ。

○渡邊委員 はい、トラフグの種苗放流ですが、費用対効果を見ると、マダイやヒラメに比べて2倍、3倍となっていますから、増やすことは難しいかもしれませんが、もしマダイが放流しても需要が少ないということであったのならば、マダイを少なくして、トラフグの方の費用に回していただけるとありがたいです。

○小泉班長 協議点として上げさせていただきます。

○鈴木会長 マダイなんですけれども、先ほど小泉さんが話したように、漁業の対象種としてはあまり魅力がないと。ただ一律各支所なら支所、漁協なら漁協に、何万匹というような分け方はもう変えるべきなんじゃないかと。要するに沼津は遊漁船が多くてマダイの需要が大きいところは量的に大きいと思うんですよ。それが漁協の年間の水揚げがあるかないかということに対しても、何十万というマダイの稚魚を放流する価値があるのかと思うんですね。そこら辺を私はいつも不思議に思っていて、支所なら支所でその分をやはり支払わなければならないんですよ。町と支所で負担分を払う。それで漁協に費用対効果があるかということ、水揚げがなければ何にもないですよ。なので先ほどから言っていますけれども対象の魚種とか、そろそろ検討していくべきなんじゃないのかと思っております。

他に何かございませんか。それでは御意見が出尽くしたようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員 異議なし。

○鈴木会長 ありがとうございました。それでは、(3) 協議事項 第8次静岡県栽培漁業基本計画の策定について、原案のとおり了承します。

続きまして、(4) 報告事項 太平洋広域漁業調整委員会について、事務局から説明をお願いします。

○池谷主幹 資料7を御覧ください。

太平洋広域漁業調整委員会が開催されたことを報告いたします。

I の太平洋広域漁業調整委員会の概要ですが、以前、クロマグロの遊漁の採捕報告や採捕停止の委員会指示があった際に御説明していますので、説明を省略させていただきます。

II 報告事項を御覧ください。11月22日に太平洋広調委の南部会と本委員会がWeb会議形式で開催され、いとう漁業本所において高田委員にWeb参加いただきました。ありがとうございました。事務局からは私、池谷が傍聴しましたので、その概要について報告いたします。

報告は主に本県に関係のある部分とさせていただきます。まず1太平洋広調委

南部会の(2)①太平洋南部キンメダイの資源管理についてです。水産庁から資源評価と資源管理について次のとおり説明がありました。1ポツ目の資源評価は、資源水準が「低位」、資源動向は「横ばい」。2ポツ目の資源管理の方向性は、一都三県の自由漁業を営む漁業者が取り組む資源管理措置を継続又は強化していくことを目標とすることとし、現状、資源管理措置は各海域できめ細かい措置が講じられている。また、広調委で承認している底刺し網漁業の委員会指示（休漁の設定、漁具の制限、小型魚の保護など）については継続する予定。3ポツ目の関係者間の連携体制は、一都三県キンメダイ協議会で議論を重ねてきたが、数量管理の導入に対して慎重な考えが示され、特に浜回り（昨年12月から計11回うち本県では伊東市、下田市、御前崎市）で行われ、直接漁業者から厳しい意見がありました。そして、令和4年度中に資源評価結果を公表し、今後の資源管理の取り組みについて説明を進めていきたい所存との説明でした。

裏に移りまして2ページです。水産庁の説明に対して委員からの意見として、千葉の石井委員から、千葉県では近年、漁獲量が増加しており、CPUEも増加している。今以上に漁獲努力量を減らすことには納得できないという意見や東京都の有元委員から資源評価には海区別海域別の漁獲量の推移を分析する必要があるのではないかといった意見がありました。また、本県高田委員から休漁日や荒天による操業の制限や黒潮大蛇行による不漁の影響も加味して資源評価する必要があり、漁獲量だけで資源管理を決定しないでもらいたいとの意見がありました。

②以下については、資源評価は記載のとおりで、詳細な内容は別添の資料で御確認いただきたく存じます。

次に太平洋広調委本委員会の報告をいたします。

広域魚種の資源管理については、先ほどと同様に本県に関係する部分を報告しますと、2(2)②マサバ太平洋系群について、水産庁から親魚量の動向は「増加」、漁獲量は、2019年漁期41.6万トンに対し、2021年漁期は58.2万トンを想定と説明がありました。

これに対して、出席委員から水温が高いためなのか太平洋沿岸に南下して来ず魚影が見えない」「黒潮大蛇行の影響かごまさばが上がってこない」などの発言がありました。

その他、クロマグロ漁業の承認一斉更新の状況と令和4年度予算については別添の資料を御確認いただきまして、説明は省略とさせていただきます。

私から報告は以上です。

高田委員から何か補足することがございましたら恐縮ですが御発言願います。

○高田委員

はい、キンメダイの方は今言われたように魚市場へ上がった水揚げ量だけで資源量を決めるのはどうかと。潮の影響やあとは食害、サメ、イルカ等にも、

魚が釣れたけど間引かれる量が多いんじゃないかと、そういうのを加味して、資源量をもう少しちゃんとみてよということでした。もう一つサバについては、やはり東北の方で効率的な漁法で獲っていることに対しては、やはり数量だけでなく体長制限もしてはどうかと一言申し上げました。黒潮大蛇行の影響もあるかもしれませんが、相対的にどの漁業も資源量が減っているというのは、漁業者も感じていえるところではありまして、特に黒潮の大蛇行の影響は伊豆諸島、静岡県が一番受けていると思います。サバについても先ほど橋ヶ谷委員が言ったようにいつもの漁場では獲れなくて、一番北の大島の漁場で少しは揚がり始めたかなという状況ではないかと思しますので、いろいろと海況の変化はありますが、そういうような状況も踏まえて資源管理をやっていただきたいと申し上げました。以上です。

○鈴木会長

事務局と、出席された高田委員どうもご苦労様でした。御説明がありましたが、このことについて御意見、御質問がありましたらお願いします。

それでは、特に御意見等がないようですので、このことについて、以上とします。

最後に事務局から次回の開催についてお願いします。

○市川技師

はい、次回開催について御報告させていただきます。次回は1月27日（木）午後2時から県庁東館16階0A研修室での開催を予定しております。主な議題としましては、諮問事項 静岡県資源管理方針に基づく知事管理漁獲可能量の変更等を予定しております。よろしくをお願いします。

○鈴木会長

次回については、1月27日（木）午後2時からということですので、よろしくをお願いします。

以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。

それでは事務局に進行をお返しします。

○花井事務局長

鈴木会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。

以上で、第22期5回静岡海区漁業調整委員会を閉会します。

ありがとうございました。

、
ま、
け
あ
漁
諸
が
が
は
と

た
し

午
ま
等

く

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和3年12月9日

議長

鈴木精



議事録署名人

高田充朗



議事録署名人

李銀姫



(終了 16:45)

